

# 習志野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

平成 26 年 10 月 2 日

条例第 17 号

## 目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 3 条)
- 第 2 章 家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準(第 4 条—第 6 条)
- 第 3 章 小規模保育事業の設備及び運営に関する基準(第 7 条—第 11 条)
- 第 4 章 居宅訪問型保育事業の設備及び運営に関する基準(第 12 条)
- 第 5 章 事業所内保育事業の設備及び運営に関する基準(第 13 条・第 14 条)
- 附則

### 第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この条例は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)第 34 条の 16 第 1 項の規定に基づき、条例に委任された基準を定めるものとする。

(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準)

第 2 条 法第 34 条の 16 第 1 項の規定による条例で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準は、次条から第 14 条までに定めるもののほか、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 61 号。以下「省令」という。)で定める基準をもって、その基準とする。

(運営規程)

第 3 条 家庭的保育事業者等が規程に定めておかなければならない事業の運営についての重要事項は、省令第 18 条各号に定めるもののほか、習志野市暴力団排除条例(平成 24 年条例第 1 号)第 2 条の暴力団及び暴力団員等の排除に関する事項とする。

### 第 2 章 家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準

(設備の基準)

第 4 条 省令第 22 条第 7 号中「設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的実施すること」とあるのは、「設置すること」とする。

(職員)

第 5 条 省令第 23 条第 2 項中「保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者」とあるのは、「保育士等の資格を有する者」とする。

2 家庭的保育事業に従事する職員の基準は、前項及び省令第 23 条各項に定め

るもののほか、家庭的保育事業を行う場所には、家庭的保育者 2 人以上又は家庭的保育者及び家庭的保育補助者それぞれ 1 人以上を置かなければならないこととする。

(保育時間)

第 6 条 家庭的保育事業を行う者が、省令第 24 条に定めるところにより保育時間を定める場合は、あらかじめ市長と協議しなければならない。

第 3 章 小規模保育事業の設備及び運営に関する基準

(小規模保育事業 A 型の設備の基準)

第 7 条 省令第 28 条第 1 号及び第 4 号中「調理設備」とあるのは、「衛生的な調理設備」とする。

(小規模保育事業 B 型の設備の基準)

第 8 条 省令第 32 条の規定により準用する省令第 28 条第 1 号及び第 4 号中「調理設備」とあるのは、「衛生的な調理設備」とする。

(小規模保育事業 C 型の設備の基準)

第 9 条 省令第 33 条第 1 号及び第 4 号中「調理設備」とあるのは、「衛生的な調理設備」とする。

(小規模保育事業 C 型の職員)

第 10 条 小規模保育事業 C 型に従事する職員の基準は、省令第 34 条各項に定めるもののほか、小規模保育事業 C 型を行う場所には、家庭的保育者 2 人以上又は家庭的保育者及び家庭的保育補助者それぞれ 1 人以上を置かなければならないこととする。

(小規模保育事業 C 型の保育時間)

第 11 条 小規模保育事業 C 型を行う者が、省令第 36 条の規定により準用する省令第 24 条に定めるところにより保育時間を定める場合は、あらかじめ市長と協議しなければならない。

第 4 章 居宅訪問型保育事業の設備及び運営に関する基準

(保育時間)

第 12 条 居宅訪問型保育事業を行う者が、省令第 41 条の規定により準用する省令第 24 条に定めるところにより保育時間を定める場合は、あらかじめ市長と協議しなければならない。

第 5 章 事業所内保育事業の設備及び運営に関する基準

(保育所型事業所内保育事業の設備の基準)

第 13 条 省令第 43 条第 1 号及び第 5 号中「調理室」とあるのは、「衛生的な調理室」とする。

2 省令第 43 条第 2 号中「1.65 平方メートル」とあるのは、「3.3 平方メートル」とする。

(小規模型事業所内保育事業の設備の基準)

第 14 条 省令第 48 条中「調理設備」とあるのは「衛生的な調理設備」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 24 年法律第 67 号)の施行の日から施行する。

(連携施設に関する経過措置)

- 2 省令附則第 3 条の規定にかかわらず、家庭的保育事業者等は、連携施設を確保するものとする。この場合において、市長は家庭的保育事業者等の連携施設の確保が円滑に行われるよう、必要な措置を採らなければならない。